

源泉徴収票の送付について

源泉徴収票とは、その所得についての年間の支払総額、源泉内訳、源泉徴収額を証明するものです。

当基金からの源泉徴収票は、毎年1月中旬に全受給者にハガキ形式でお送りします。

◆確定申告について

基金や厚生年金の公的年金等の年金、給与所得、その他の課税対象となる所得の所得税は、それぞれの所得のみで別個に計算されています。それぞれの所得から源泉徴収される額は、その所得だけで算出したものであり、ある意味「仮に納めた税金」といえます。複数の所得のある場合はそれが正しい税額とはいえないのです。

確定申告とは、還付や追加納付と結果は様々ですが、要は仮払いの税金の清算作業ということです。

その方のその年のすべての所得を合算し、その方にかかる各種控除を反映させて決まる「正確な税額」と複数の所得ごとに別個に計算して仮に納めておいた「すでに納付した税額」との差額を調整する作業で、毎年2月中旬から3月中旬に地域の税務署に手続きして行います。

源泉徴収票は、この確定申告を行う際に必ず必要となる大切な書類になります。